

## 介護保険の「受領委任払い」について

介護保険での**住宅改修費**や**福祉用具購入費**の支給については、利用者が事業者にいったん費用の全額を支払った後に、町へ申請することで保険給付分（7～9割）が払い戻される「**償還払い**」を行っています。町ではこの利用者の一時的な負担を軽減するため、「**受領委任払い**」を開始しました。

「**受領委任払い**」は、利用者が保険給付分の受領を事業者に委任することで、保険給付分（7～9割）を町が事業者に直接支払うため、利用者は事業者に残りの自己負担分（1～3割分）を支払うことで済むことになります。

なお、「**償還払い**」については従来の通りご利用いただけます。

(注1) 住宅改修は、施行する前に事前申請が必要です。

(注2) 福祉用具は、道の指定を受けた特定（介護予防）福祉用具販売事業者からの購入が対象となります。

(注3) 「償還払い」と「受領委任払い」のどちらを利用しても最終的な自己負担額は変わりません。

### ■受領委任払いを利用できる方

- ①小平町の介護保険被保険者で要介護または要支援の認定を受けていること。
- ②介護保険料に滞納がないこと。
- ③受領委任払いの取扱いの登録を受けた事業者が受領委任払いでの支払いに同意していること。

### ■支給の限度額

福祉用具購入

- \*その年の4月から翌年3月までの1年間で10万円  
(自己負担額を除いた7～9万円を限度に支給)

住宅改修

- \*一生涯で同一の住宅について20万円  
(自己負担額を除いた14万円～18万円を限度額に支給)

(注4) 限度額を超えた分については全額自己負担となります。

(注5) 住宅改修については転居や要介護度の上昇等により再度20万円を上限に支給を受けることができる場合があります。

◎問い合わせ先 保健福祉課保険係 (内線 271・287)

## 小平町高齢者グループハウス「やすらぎ荘」、「はまなす荘」の入居者を募集しています

- \*入居資格 小平町に住所を有するおおむね65歳以上で、介護保険法に基づく要介護認定申請において「自立等」と判定された一人暮らしの方および夫婦のみの世帯で、別に定める要件を満たす方。

### 「やすらぎ荘」

- 所在地 小平町字小平町 377 番地の 2
- 募集室数 1 室
- 使用料 居室使用料 (月額) 11,300 円  
共有室使用料  
1 人入居の場合: 月額 2,000 円  
2 人入居の場合: 月額 4,000 円

### 「はまなす荘」

- 所在地 小平町字鬼鹿港町 287 番地の 1
- 募集室数 2 室
- 使用料 居室使用料 (月額) 10,100 円  
共有室使用料  
1 人入居の場合: 月額 2,000 円  
2 人入居の場合: 月額 4,000 円

※居室における光熱水費（電気料・上下水道料）は、各室ごとの自費負担となります。

※お申し込みが募集室数を超えた際は抽選となる場合がございますので、予めご了承願います。

### ◎申し込み・問い合わせ先

保健福祉課福祉係 (内線 272) もしくは鬼鹿支所 (☎ 57-1111)・達布支所 (☎ 58-1111)